



令和元年 8 月

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

Importer Security Filing (10 + 2)

厳格運用強化について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社米国代理店からの連絡によりますと、米国税関国境警備局(CBP) は、2010 年より導入されております Importer Security Filing(ISF, 10+2 ルール)の厳格運用をさらに強化している模様です。

ISF (10+2 ルール)を順守しない輸入者または輸送業者は、1 件あたり US\$5,000 の罰金が課されるほか、データ不備による船積み不可などの罰則についても強化されており、混載コンテナにつきましては、1 件のデータ不備により、その他のお客様の貨物の船積みも出来なくなる可能性がございます。AMS CO-LOADER 様におかれましては、実輸入者様が船積み 24 時間前までに必ず正確な貨物情報を申告されているか、申告された情報が AMS 情報と MATCH していることを示すコード 3Z が表示されているかを、AMS システム上にて、AMS MATCHING(HBL / MBL AMS MATCH FOUND)のチェックと同時にご確認いただけますようお願い申し上げます。

データ提出は、輸入者様もしくはその代理人様によるものですが、提出項目の中には積み出し側の情報も含まれ、輸出者様からのスムーズな情報提供が必要になりますので、改めて、輸入者様側とご確認いただき、今後とも ISF の遵守をお願い申し上げます。

敬具